

令和4年度における個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求の状況

文書による個人情報の開示請求の件数は617件で、請求の主な内訳は、札幌医科大学附属病院の診察記録等（札幌医科大学）が124件、北海道公立学校教職員採用候補者選考検査の結果（教育委員会）が94件、北海道職員採用試験の得点等（人事委員会）が79件、配偶者からの暴力相談等対応票等（警察本部）が59件となっています。

また、請求に対する開示決定等の内容は、開示が318件、一部開示が269件、非開示が2件、不存在が26件、取下げが2件です。

請求件数及び開示決定等の内容を区分別にみると表1のとおりであり、実施機関別（知事は所管部部（局）別）にみると表2のとおりです。

表1 文書による開示請求の状況

(単位：件)

請求件数	請求の方法			請求者の区分		請求に対する開示決定等の内容					
	来庁	郵送	電子申請	本人	法定代理人	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ
617	323	274	20	584	33	318	269	2	0	26	2

表2 文書による開示請求の実施機関別の状況

(単位：件)

実施機関	請求に対する開示決定等の内容						請求件数	全体に占める割合	対前年度増減
	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ			
知事	17	20	0	0	3	0	40	6.48%	△ 66
総務部	1	2	0	0	0	0	3	0.49%	△ 11
総合政策部	2	0	0	0	1	0	3	0.49%	△ 3
環境生活部	1	0	0	0	0	0	1	0.16%	△ 8
保健福祉部	11	13	0	0	2	0	26	4.21%	△ 30
経済部	2	5	0	0	0	0	7	1.13%	△ 1
農政部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	△ 1
水産林務部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
建設部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	△ 12
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
教育委員会	97	7	0	0	0	1	105	17.02%	△ 92
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	△ 1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
人事委員会	78	0	1	0	0	0	79	12.80%	△ 5
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
病院事業管理者	38	6	0	0	2	0	46	7.46%	20
警察本部長	5	206	1	0	1	1	214	34.68%	△ 93
北海道公立大学法人札幌医科大学	83	30	0	0	20	0	133	21.56%	△ 4
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
合計	318	269	2	0	26	2	617	100.00%	△ 241

(注) 知事の所管部（局）別内訳には、総合振興局等出先機関に係るものを含まず。

(2) 口頭による開示請求の状況

口頭による個人情報の開示請求の件数は7,880件で、請求の主な内訳は、道立高等学校入学者選抜学力検査の結果（教育委員会）が6,481件、教員採用候補者選考検査の結果（教育委員会）が397件、北海道警察官採用試験の結果（警察本部長）が205件、北海道行政職員採用試験（A区分）の結果（人事委員会）が177件、大学入学共通テスト、札幌医科大学入学者選抜試験（札幌医科大学）が170件となっています。

実施機関別の内訳等は、表3のとおりです。

なお、口頭による開示請求ができる個人情報は、資料2-3に掲載しています。

表3 口頭による開示請求の状況

（単位：件）

実施機関	開示の対象となる試験等	件数
知事		217
保健福祉部	調理師試験	99
	クリーニング師試験	9
	製菓衛生師試験	8
	ふぐ処理者認定試験	3
	登録販売者試験	51
	毒物劇物取扱者試験	9
	道立高等看護学院入学試験	19
経済部	職業訓練指導員試験	1
	技能検定	18
教育委員会		6,883
教育庁教職員局	教員採用候補者選考検査	397
	道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査	5
各高等学校	公立高等学校入学者選抜学力検査	6,481
人事委員会		366
事務局任用課	北海道行政職員採用試験（A区分）	177
	北海道行政職員採用試験（B区分）	32
	北海道行政職員採用試験（C区分）	94
	北海道行政職員採用試験（障がい者）	40
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（A区分）	9
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（B区分）	4
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（C区分）	10
警察本部長		205
警務部警務課	北海道警察官採用試験	205
北海道公立大学法人札幌医科大学		194
事務局総務課	大学入学共通テスト、札幌医科大学入学者選抜試験	170
	専攻科入学者選抜試験	24
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	研究職員採用試験	15
合計		7,880

2 個人情報の訂正請求の状況

個人情報に対する訂正請求は1件で、非訂正の決定を行いました。

3 個人情報の利用停止請求の状況

個人情報に対する利用停止請求はありませんでした。

4 苦情の申出の状況

各実施機関及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出はありませんでした。

5 審査請求の状況

令和4年度中にされた審査請求は、1人から2件あり、いずれも不適法な審査請求であるとして、審査会に諮問されず、却下の裁決がされています。

令和3年度末において審査会から答申を受けていない令和3年度以前にされた審査請求は、11件あり、このうち、5件については、令和4年度中に審査会から答申を受けており、答申を受けた審査請求についての実施機関の裁決は、棄却が4件、一部認容・一部棄却が1件です。

これらの状況は、表4のとおりです。

表4 審査請求の状況（令和5年3月31日現在）

対象個人情報	実施機関 (処分)	審査請求 年月日	諮問 年月日	答申年月日 と内容	裁決年月日 と内容
審査請求人に係る交通違反指導に関する文書	警察本部長 (不存在)	H27. 8. 17	H27. 10. 9	(未審議)	
審査請求人に係る警察署内のトラブルに関する文書	警察本部長 (不存在)	H27. 9. 13	H27. 10. 9	(未審議)	
審査請求人に係る苦情受理カード	警察本部長 (開示)	R2. 4. 17	R2. 10. 1	(中断)	
審査請求人に係る要望・意見受理カード	警察本部長 (一部開示)	R2. 4. 17	R2. 10. 1	(中断)	
審査請求人に係る拾得物件控書等	警察本部長 (一部開示)	R3. 9. 21	R3. 12. 2	R4. 6. 13 (答申第359号) 原処分は妥当である	R4. 8. 31 棄却
審査請求人に対する電話対応記録	警察本部長 (不存在)	R3. 11. 6	R4. 1. 20	R4. 6. 13 (答申第360号) 原処分は妥当である	R4. 8. 31 棄却
審査請求人の申出に対する対応記録等	警察本部長 (不存在)	R3. 11. 6	R4. 1. 20	R4. 6. 13 (答申第361号) 原処分は妥当である	R4. 8. 31 棄却
審査請求人に係る捜査報告書	警察本部長 (非開示)	R3. 11. 26	R4. 2. 3	R4. 11. 22 (答申第364号) 原処分は妥当である	R5. 1. 25 棄却
審査請求人に係る現場実習評価表等	警察本部長 (一部開示)	R3. 9. 25	R4. 3. 2	R4. 6. 13 (答申第362号) 一部妥当・一部取消	R4. 10. 7 一部認容 一部棄却
審査請求人に係る捜査報告書等	警察本部長 (非開示)	R4. 1. 2	R4. 4. 7	(未審議)	
特定個人に係る通報関係書類	知事 (一部開示)	R4. 7. 15			R4. 10. 24 却下
特定個人に係る教育相談等関係書類	教育委員会 (一部開示)	R4. 7. 15			R4. 11. 29 却下
児童票	知事 (一部開示)	R4. 3. 6	R5. 2. 10	(未審議)	

6 北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況

審査会の構成及び開催状況については、「令和4年度における情報公開制度の実施状況」の「8 北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況」及び資料1-3を参照してください。

なお、審査会の答申は、資料2-2のとおりです。

7 出資法人の個人情報保護

北海道個人情報保護条例第53条の規定により、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

なお、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、資料2-4のとおりです。

8 指定管理者の個人情報保護

公の施設の管理に係る業務を行う指定管理者は、当該業務に関して実施機関に準じた権限を持つことから、北海道個人情報保護条例第53条の2及び第53条の3の規定により、実施機関と同様に、個人情報の収集の制限等の義務が課されています。